

平成 23 年度 第 1 回三条市地域自立支援協議会会議録

1 開 会 平成 23 年 10 月 14 日（金） 午後 2 時

2 場 所 三条市役所大会議室

3 出席者 委員 13 名

丸田会長、猪山副会長、高井委員、佐藤委員、西潟委員、嶋田委員、
坂井委員、樋熊委員、小越委員、鍋嶋委員、内山委員、田中委員、
栗山委員

欠席 1 名（本田委員）

事務局

渡辺福祉保健部長兼福祉課長、関崎課長補佐、土田障がい支援係長、
草野主事、古俣主事

相談支援事業所

障がい者就業・生活支援センターハート 阿部相談支援専門員

相談支援事業所つなぐ 治田相談支援専門員

相談支援事業所ひめさゆり 目黒相談支援専門員

相談支援センター青空 志田相談支援専門員

4 会議次第

(1) 開 会

(2) 委員の交代

(3) 議 事

ア 副会長の互選

イ 第 3 期障がい福祉計画について

ウ 平成 23 年度の取組状況について

エ 日中一時支援事業の利用状況について

オ 相談支援活動の報告

カ その他

(4) 閉 会

5 会議の経過及び結果

(1) 開 会

（土田障がい支援係長）

ただ今から、平成 23 年度第 1 回三条市地域自立支援協議会を開会させていただきます。

なお、議事に入る前に、三条市において 8 月 1 日付けの人事異動で福祉保健部長が福祉課長を兼務することになったため、一言挨拶させていただきます。

（渡辺福祉保健部長兼福祉課長）

8 月 1 日の人事異動により、福祉課長を兼務することになった。皆様から、ご指導とお力添えいただきたいと思っている。

少し時間をいただき、お詫び申し上げなければならないことがある。本協議会については、

例年2回開催し、皆様から専門的なご意見等いただいていたが、今年3月については、ご案内のとおり東日本大震災の関係でやむを得ず開催できなかった。皆様へ資料を送付させていただき、ご意見をいただくという、本当にぶしつけな形になったことをお詫び申し上げます。

また、後ほど説明があるが、本年度は第3期障がい福祉計画の策定年度である。今、県と数字を調整しているが、策定に当たり、来年3月に開催予定の本協議会では、計画の内容そのものについてご協議いただきたいと考えている。

そして、計画が策定された来年度以降については、計画の進捗管理の報告と、これから財政状況等の厳しい中で、皆様からいただいたご意見をより反映させていくには、こういった時期の開催が一番適切なのか事務局で検討をしているところであり、今回の協議会において諮らせていただきたいと考えているため、よろしくお願ひしたい。

(2) 委員の交代

(土田障がい支援係長)

委員の交代について紹介させていただく。

まず、社会福祉法人ひめさゆり福祉会からご推薦いただいております、本協議会の副会長もご就任いただいていた平林委員から、今年3月に辞任の届出があり、後任委員として佐藤忠雄様からご就任いただくことになった。

続いて、三条公共職業安定所統括職業指導官の山下委員が4月の人事異動に伴い転出され、後任委員として坂井修様からご就任いただくことになった。

また、三条商工会議所からご推薦いただいていた外山委員より、昨年11月に辞任の届出があり、後任委員として小越憲泰様からご就任いただくことになった。

については、佐藤委員から順にご自身の紹介を兼ねて、一言ご就任のご挨拶をお願いしたい。

(佐藤委員から順に自己紹介)

(土田障がい支援係長)

なお本日は、名簿No.11の身体障害者福祉協会の本田委員が欠席である。

したがって、本日の会議は委員定数14名のところ、13名の出席をいただいております、会議が成立していることをご報告する。

では、これ以降については、丸田会長へ議事の進行をお願いする。

(丸田会長)

本日は、午後3時半を目途に進めて参りたい。10分でも15分でも早く終わるようであれば、そのように取り扱いたいため協力をお願いしたい。

(3) 議 事

ア 副会長の互選

(丸田会長)

議事のアは、副会長の互選である。本協議会設置要綱第5条第1項により、委員の互選により定めることとなっている。委員の方々からご意見等承り、もしなければ事務局の考えを聞かせていただきたい。委員の方々いかがか。

(しばらく待つが意見なし)

特に意見なしということで、事務局から意見をいただいて良いか。

(全員異議なし)

では、事務局の考えを聞かせてもらいたい。

(土田障がい支援係長)

事務局の考えとしては、これまで副会長については障がい福祉サービス事業者の方から就任いただいている経過があり、今回は、青空地域生活支援センター施設長の猪山委員にお願いできればと考えている。

(丸田会長)

ただ今、事務局から副会長に猪山委員をとという推薦があったがいかがか。

(全員異議なし)

それでは、異議ないものとして副会長には猪山委員を選任させていただく。猪山委員は席を移っていただき、一言挨拶いただきたい。

(猪山副会長)

福祉の仕事を長くやっているわけではないため、詳しくない部分もあるが丸田会長の指導を仰ぎ、頑張って副会長を務めたい。

また、障害者自立支援法に代わる新しい法律が施行されようとしている重要な時期に、副会長という大任を任せられることは不安だが、精一杯頑張りたいと思う。

(丸田会長)

それでは議事のイに入るが、その前に皆さんへ報告申し上げたいことがある。

先般、私どもの学生（新潟医療福祉大学）30名と一緒に南相馬市鹿島区の仮設住宅へ行ってきた。この後も、来年3月まで月1回仮設住宅で査問活動をする予定である。学生たちが約450戸の仮設住宅1軒1軒に言葉をかけて回った際、「新潟からきました」と言っていて、最初に返ってきた言葉は「三条には大変お世話になりました」で、見てくれと部屋の中を案内された。狭い仮設住宅だが、國定市長の写真が飾ってあった。「三条では大変良くしていただき、今は仮設で大変な生活をしているが、三条で良くしていただいたことが私たちの心の支えになっている。それで、日々市長さんの写真を見ては、元気をなくしてはいけないということで頑張っている。くれぐれも、新潟に帰ったら三条市民の方々へよろしく伝えて欲しい」ということであった。先程、部長には報告させてもらった。この席には馴染まないかもしれないが、是非お伝えしたいと思い少し時間をいただいた。

イ 第3期障がい福祉計画について

(丸田会長)

それでは、議事のイへ移りたいと思う。第3期障がい福祉計画について、事務局から説明をお願いしたい。

(障がい支援係 古俣主事)

「第3期障がい福祉計画について」説明させていただく。

障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく計画で、策定にあたっては、同法

第 87 条に基づき国が定める基本指針に即し、「さんじょう障がい者プラン 2007」、「三条市地域福祉計画」との調和を保ちながら、3 年を 1 期とした各年度でサービスの種類ごとに必要な見込量やその確保に向けた方策などを定めているものである。

当市では、第 1 期障がい福祉計画を障害者基本法に基づく「障害者計画」である「さんじょう障がい者プラン 2007」の第 5 章として一体的に策定しており、その後、平成 21 年度から平成 23 年度の第 2 期障がい福祉計画については、平成 20 年度に見直しと策定を行い、同プランの第 5 章の内容を本計画に置き替えるという形を取っている。今年度は、第 2 期障がい福祉計画の最終年度となっており、計画の見直しを行うと共に、平成 24 年度からの次期計画を策定することとしている。

なお、時期計画の策定に当たっては、現在のところ国の定める基本指針は具体的に示されていないが、基本的な考え方としては、第 2 期障がい福祉計画の考え方を踏襲するとの方針が示されている。

資料 1 は、平成 24 年度からの第 3 期障がい福祉計画策定に向けたスケジュール案になる。案のため、厚生労働省及び県の動向によっては当市のスケジュールも変更になる可能性がある。

また、「地域自立支援協議会の開催」の 2 月に米印の付いた点線の矢印があるが、表の右下に記載させていただいたとおり、計画案に関して、必要に応じ委員の皆様から意見聴取させていただく場合があるためご承知おきいただきたい。

以上、第 3 期障がい福祉計画について説明を終わらせていただく。

(丸田会長)

国、県の動向によってスケジュールが動くかもしれないが、平成 24 年度から新たに 3 年間の計画づくりに向けた作業が始まる。このようなスケジュールで進んでいくが、今ほどの説明にご質問等あれば承りたい。

今日の段階では、スケジュールを委員の方々からご理解いただくということ、また、内容の審議は年を明けて 3 月の上旬ということである。このようなスケジュールで、策定作業が進んでいくということをご了解いただけるか。

(全員了解)

ウ 平成 23 年度の取組状況について

(丸田会長)

それでは、議事のウに移りたいと思う。平成 23 年度における取組状況について、事務局から説明をお願いしたい。

(障がい支援係 古俣主事)

平成 23 年度の取組状況について説明させていただく。1 ページは、昨年度の協議会でご承認いただいた三条市地域自立支援協議会のイメージ図と、本協議会の目的の 1 つである相談支援事業を充実させるための取組として整理させていただいたものである。以降の説明の参考として、ご覧いただければと思う。

2 ページは、相談支援事業の充実に向けた取組状況で、先月 9 月末までに行った三点の

取組である。

一点目は、相談支援事業の広報ということでパンフレットの見直しを行った。資料2参考をご覧ください。当初、相談支援事業のパンフレットについては、昨年度の協議会で皆様からご意見をいただく予定であったものの、やむを得ず中止としたため、協議会の資料送付をもって、委員の皆様からご意見をいただく形にさせていただきました。その後、委員の皆様からご意見等なかったため、ご承知いただけたものと考えていたが、再度、パンフレットの活用に当たり、より分かりやすいものとなるよう見直しを行ったため報告させていただきます。

なお、本パンフレットは「障がいに対する住民の理解」への取組も含め、活用していきたいと考えている。

二点目は、障がい者の就労についてだが、市内出身者が多く在籍している県立月ヶ岡特別支援学校と、特別支援学校卒業後の進路として選択されることの多い障がい福祉サービス事業所、サービス調整を担う機会のある相談支援事業所、サービスの支給決定を担う市という4者で「障がい福祉サービス事業所に関する情報交換会」を開催した。4者で情報共有し、連携体制を構築することで生徒及びその保護者にとってより良い進路選択の一助となることを目的として開催した。

今回の情報交換では、在学している市内出身者の直近の進路希望状況や、市内福祉サービス事業所の来年度の空き状況見込みなどについて情報共有できた。

今後、さらに事務局である連絡調整会議を中心として、連携体制の強化やスムーズな連絡調整が行えるシステム作りなどについて検討していこうと考えている。

三点目は、取組として挙げていないが、全ての取組を担うこととなる相談支援専門員自身の支援スキルの向上として行ったため報告させていただきます。相談支援専門員の支援スキルを向上させるということは、相談支援専門員が様々な取組を行えるようになると共に、支援スキルを向上させること自体が相談支援事業の充実につながっていくといえる。

昨年度から開催している相談支援ケース検討会は、相談支援専門員の支援スキル向上を目的としてケースの検討を行っている会議であり、今回の検討様式の変更は、以前と比較してより相談支援専門員自身のケース対応について振り返りができるような様式にした。

3ページは、今後の取組に関する予定である。まず、昨年度から開催している事業所情報交換会は、今年度も予定通り開催したいと考えている。内容は、日中一時支援事業についての情報交換を予定している。

また、事業所情報交換会の中に位置付けている、就労支援サービス事業所連絡会議と事務局である連絡調整会議で協働し、障がい者の就労に関する課題の整理を行いたいと考えている。

そして、先に相談支援事業の広報として話をさせていただいたとおり、地域へ出向いた広報活動についても行っていきたいと考えている。

4ページは、協議会の組織として位置付けている会議の取組状況である。(1)の相談支援ケース検討会は、先ほど話をさせていただいたとおり、検討様式の見直しを行うなど、相談支援専門員の支援スキルの向上を目的として取り組んでいる。

(2)の就労支援サービス事業所連絡会議では、昨年度の協議会で承認されたパンフレットの配布や、三条商工会議所へ障がい者雇用の促進に向けた情報提供機会の設定に関する働きかけなどを行っている。

(3)の連絡調整会議では、事務局として様々な会議の調整を行うと共に、特に就労支援サービス事業所連絡会議との連携について検討を行い、今後、具体的に取り組んでいく予定である。

以上、平成 23 年度の取組状況について説明を終わらせていただく。

(丸田会長)

それでは、ただ今の説明に対して質問、ご意見があれば発言をお願いしたい。

委員の方々からそれぞれの立場で、取組に対する評価、意見をいただきたいと思う。まず、パンフレットの見直しについて、内山委員、田中委員、栗山委員に利用者の立場から、ご意見や評価があれば発言してもらいたい。栗山委員いかがか。

(栗山委員)

作業所のさくらやアトムの祭りの際にこういったものを配っていたため、若い母親や全然知らない人も目にする機会があり、良かったと思う。

(丸田会長)

白黒の状態ではなく、カラーで広報しているという理解で良いか。

(事務局)

そうである。(※相談支援事業所の印刷による配布のためカラー。)

(丸田会長)

田中委員、ご発言はあるか。

(田中委員)

精神の人には、こういったところで配られているのか。あまり見た覚えがない。精神の人はこういったものを見て、実際に「連絡しよう」と思うだろうかと少し感じた。

(事務局)

今はまだこのパンフレットを活用した広報をほとんど行っていないのが現状で、これから地域へ出向くに当たって活用しようと思っている。精神障がいについては、青空福祉会が一生懸命取り組んでいるため、相談員を中心として周知していきたいと考えている。

(田中委員)

全ての障がいのための相談支援だからか、すごく漠然としているような感じがある。見る人によっては、自分の相談先だと思わないかもしれないと感じた。

(事務局)

4つの相談支援事業所が、全ての障がいに対応していることが分かるようにと1つのパンフレットにまとめた経過がある。そのため、具体的に「自分が相談できる場所なのか」と言われると、分かりにくい部分もあると思う。貴重なご意見をいただきました。

(丸田会長)

大事な意見である。三条市の特色である、4つの相談事業所が全ての障がいに対応していることが、この中に隠れている大事な財産なのだが、市民の方から見た時に、その辺

がなかなか分かりにくいということであれば、もう少し工夫してもらいたい。

内山委員はいかがか。

(内山委員)

子どもが小さければ、こういったものを必死に見たかもしれないが、作業所やどこかの施設に入ってしまうと見落とすことが多くなっていることに気づいた。

また、三条商工会議所への働きかけというのがあったが、実績は何かあったのか聞かせてもらいたい。

(事務局)

就労の会議が主となり、働きかけを行っている中で依頼したものの、依頼後に水害があり、商工会議所として具体的にどういった対応をしていただけるかについては返答いただいている状況である。

しかし、多くの企業が登録している商工会議所のメールマガジンで、情報配信をして下さったという話を聞いている。具体的な取組はこれからになる。

(丸田会長)

その点について、小越委員はいかがか。

(小越委員)

そういった情報が一切入ってきておらず、分からない。

(丸田会長)

これからの取組の中で、ご協力いただけるのか。

(小越委員)

そうなると思う。

(丸田会長)

事業所の方から意見はあるか。

(佐藤委員)

2点ほど、聞かせていただきたいことがある。

事業所情報交換会で、日中一時支援事業を行っている事業所の情報交換を予定しているということだが、時期的にはいつ頃の開催予定か。

また、パンフレットの関係で地域へ出向いて相談支援事業の広報ということだが、これについても時期や具体的にどのような形で、考えているのか聞かせていただきたい。

(事務局)

情報交換会は、昨年と同様に全体会の内容について事業所の方へ知っていただく機会にすると共に、日中一時支援事業所に関する情報交換の機会とする予定にしている。そのため、開催時期は10月末か11月中には開催したいと考えている。

もう一点の地域への相談支援事業の広報については、民生委員からの相談も増えてきており、地域の相談役である民生委員へ働きかけることが第一歩ではないかと考えている。三条市内は何か所か地区の民生委員協議会があるため、そちらに声掛けをさせていただき説明に伺い、まずは顔を覚えてもらうことから始めてはどうかと考えている。

(丸田会長)

高井委員はいかがか。

(高井委員)

広報活動に対してだが、障がい者本人へこういった事業が進んでいるということ自体、まだ全然広がっていないと思う。また、佐藤委員が言われたように、どこで行うのか、時間帯をどうするのかなど色々あると思うが、本人自身がサービスを使うのにサービスの中身が全然本人達へ知らされていないという状況があると思う。ぜひ、本人向け、家族向けの説明を、広報さんじょうに相談支援をやっていると載せるだけではなく、フットワーク軽く、各地区へ広報をしていただいた方がよい。併せて、住民への理解や啓発なのかと思う。

また、仕事上の事となるが、連携を取っていく中で、関係機関（特に医療機関）において、相談支援事業の使い方がよく分かっていない所もあるため、関係機関へのアプローチの仕方についても検討していただければと思う。

(事務局)

参考とさせてもらう。

(丸田会長)

三条市の特色である、相談支援事業所の担当がこの会議にオブザーバー的に出席しているため、相談支援事業者の立場で何か発言があれば承る。高井委員からの指摘も大事な指摘であるため、コメントがあればいただきたい。

(障がい者就業・生活支援センターハート 阿部相談支援専門員)

仕事を進めていく上で、本人への広報があまりできていないことは把握している。今後、どのように広めていくかについても大事だと思っている。周りが知っていても、本人が知らないという意味が無いということも確かにある。高井委員とは一緒に仕事をしている関係で、医療機関が相談支援をどのように使ったらよいか分かっていないのは把握している。もちろん、精神科の医療機関であれば分かっているが、一般病院は特にそういうところがあると思うため、連携が必要だと感じる。

(丸田会長)

ぜひ、連絡調整会議の中で検討していただき、具体的な方策を示していただけるとありがたい。

他の委員はいかがか。

(田中委員)

健診の結果を、青空で行っている健康相談会に持って行き聞いた説明と、受診の際に先生から聞いた説明が違っており、どうしたら良いか分からなくなったことがある。できれば、精神科の先生や保健師とも連携してもらいたい。

(丸田会長)

高井委員、今の発言についてどのように受け止めればよいか。

(高井委員)

やはり連携して対応しなければならないと思う。また、個人情報という部分もあるため、その取扱いについては難しい部分がある。

(丸田会長)

相談支援事業者がケース検討をする時に、問題を抱えている本人や家族もそのケース検討の場に出て、意見の食い違いがあるが、それをどのように受け止め、毎日の生活の中にどのように反映させていけば良いかについて話し合うことを、本来は想定している。本人や家族も、ケース会議に出席できるような仕組みになっているのである。本人や家族が出席できると、個人情報の問題もクリアできる。そういったことについても、事務局である連絡調整会議の中で検討していただきたい。

他にはいかがか。

(猪山副会長)

色々なことに取り組んできたということはよく分かるが、今現在、各事業所の相談支援専門員は1名しかいない。そうしたことで、相談支援専門員の負担が増えてきている。相談に来所されても、相談支援専門員が訪問に出ているなどで相談に答えられないというケースも多々見受けられる。その辺りを、どのように解決したら良いか検討してはどうか。

私ども青空福祉会も、相談員の増強と言っても財政的に難しい状況であるため、どのようにしたら今の問題を解決できるかということを検討していかなければならないと思う。

(丸田会長)

ただ今、大きな課題が提示された。事務局のコメント等あればお願いしたい。

(障がい支援係 草野主事)

貴重なご意見をいただいた。相談内容が多種多様になってきているため、相談員の負担が大きくなっていることは市としても把握している。財政担当とも相談になるが、相談員の相談対応の内容についての精査や、本来の相談員の役割と家族等に担ってもらう役割についても整理していかなければならないと考えているため、今後検討させていただきたい。

(丸田会長)

この件について、猪山副会長から具体的な提案はあるか。

(猪山副会長)

各相談支援事業所が合同で会議を開いていると思うが、個別の活動についてはほとんど別々に活動している状況だと思う。連携を強化するには、何かその点で方法があるのではないかと思う。

(丸田会長)

高井委員はいかがか。副会長からの課題では、一定の方向性として4つの事業所がそれぞれの独立性を活かしながら、単独で相談支援を行うという仕事の仕方も当然あって良いが、せっかく三条市が4つの相談支援事業所を用意している自治体であるため、その4つの相談支援事業所が総合力を発揮していけるような仕組みや方向性があれば意見をもらいたい。

(高井委員)

実際、点在していることによるメリットと、情報がバラバラになっているという部分があると思う。そうしたことから、まとまって行うこともあって良いと思う。

今、点在している中では、猪山副会長が話されたように支援体制の構築を、1人の相談

員しかいない中でどのように作っていくのか。そして、それは法人の問題になるのか、市の問題になるのかどちらになるのかと思っている。

また、それぞれの相談員のスキルの問題もあると思われるが、スキルアップのみ行っても人数が変わらないため、限界は出てくると思う。その点では、委託などにより相談員を増やしていく必要があるのではと思っている。

(丸田会長)

西潟委員ご意見いただけるか。

(西潟委員)

当法人も1人ということで、24時間365日という状況で動いているのが実態である。「こんなところまで相談員がしなければならぬのか」と思うようなことも、支援しなければならぬのが現状ということが見ていて分かる。その中で、どういった機関がどういった形で入ることで、上手くケアマネジメントでき、本来の業務だけすれば良くなるのかと、いつも見ていて思うところがある。

しかし、それが本当に法人だけの問題なのか、行政側の問題もあるのかということについては、検討の余地がたくさんあるように思う。

今、バラバラに相談員がいることにもメリットはたくさんあると思う。相談員が、一か所にそれぞれの役割を持っていた場合、メリットがどうなるのかについても検討し、早めに取り組んでいかないともっと大変なことになるのではないかと。

(丸田会長)

今の点は、三条市の自立支援協議会の課題でもあるが、圏域の事務を担う地域振興局の立場から捉えていただいても、圏域全体にとって課題ではないかと思う。嶋田委員の考えや、今後の方向性について意見をいただきたい。

(嶋田委員)

具体的などころについては申し上げられないが、今ほど丸田会長が話されたように、私どもは県の自立支援協議会の下で圏域という位置付けでやっているが、去年2回会議をする予定が3月に地震関係の対応で行えず、1回しか行えなかった。

実は、圏域として抱えている問題の調整を図った上で、県の自立支援協議会へ挙げる中身があればとしていたが、なかなか圏域として統一的なものが無いのが実態で、前年も同様であった。他の地域に話を聞いても、実情は同じと聞いている。

市町村と県の真ん中に地域振興局の組織があるが、どのように連携を図るかということも課題ではないかと思っている。丸田会長の質問の答えとは違うかもしれないが、そういった状況である。

今年は、これから1回目の会議を開くため、私ども地域でも会議を考えており、その中でいくつかの取組を挙げられたらと思っている。部会は、以前から月1回会議を行っているが、全体会はまだ開いていないため、相談しながら進めたいと思う。

(丸田会長)

では、本日は副会長から問題提起があったということを受け止めるということで良いか。

(全員了解)

エ 日中一時支援事業の利用状況について

(丸田会長)

この議題については、活発な議論になると思うが、三条市における課題の一つである日中一時支援事業の利用状況と、その利用状況を踏まえた課題等があれば、それも含めて説明をお願いしたい。

(障がい支援係 古俣主事)

「日中一時支援事業の利用状況について」説明させていただく。

1 ページは、日中一時支援事業の内容と対象者についての説明である。日中一時支援事業は、家族の介護負担を軽減するためのサービスであり、対象者は主に手帳の交付を受けている方になる。

現在の利用状況として、平成 21 年度と平成 22 年度の利用状況の比較を資料 3 参考にまとめさせていただいた。年々、障がい児・障がい者共に利用は増加傾向にあるが、特に障がい児の利用については、実人数、延べ利用回数ともに顕著な増加が見られ、長期休暇となる 8 月、3 月については極端な利用のピークが見られる。

また、今年度の夏休み中の利用状況について、相談支援事業所や日中一時支援事業を実施している事業所へ聞き取りを行った(資料 3 3～4 ページ)。聞き取りから把握できた今年の夏の状況としては、特別支援学校の助言を受けて行動を起こす保護者の方が多かったということである。

今年度、こうした「事業所の体験」を目的とした利用による大きな混乱や影響はなかったものの、事業所側で多少利用調整を行うことや、相談支援事業所において急な利用希望の調整に対応することがあったということであった。

資料 5 ページにあるように、今年度の新たな試みとして、資料 2 でも説明させていただいた関係機関による情報交換会を、本来であれば、市内出身者が在籍している全ての特別支援学校から出席していただいで行うべきだが、今回は特に市内出身者が多く在籍している月ヶ岡特別支援学校から出席いただき開催した。

情報交換会の開催で把握できたことは、関係機関で連携が取れていないわけではないものの、「スムーズな連携体制」という点では十分構築されているとは言い難い状況であることが分かった。

それとともに、特別支援学校の進路指導については、学校側としても苦慮している部分であり、本人・保護者の進路に対するイメージをより明確にしてもらうためにも、できる限り活用できそうなサービスや制度を情報提供しており、その中の一つとして、日中一時支援事業の利用についても助言しているということが分かった。

資料 3 参考のデータからも分かるように、すでに障がい児の長期休暇の利用者は年々増加しており、今後も増加することが予測される状況である。こうした実態から、現状として進路選択のために様々な事業所を体験することができるようなサービスは無いため、事務局としては、日中一時支援事業の利用について独自のルールづくりなどの検討が必要ではないかと考えている。

今日は、様々な立場でご出席いただいている委員の皆様から、率直なご意見をお聞かせいただければと思ひ議題として挙げさせていただいた。

(丸田会長)

データに沿いながら、聞き取りの内容を踏まえて説明いただいたため、率直なご意見をいただきたい。

まず、樋熊委員から、進路指導を絡めながらより多くのサービスを体験してもらおうということから、身近なサービスの一つである日中一時支援事業をたくさん勧めていると思うが、どのように受け止めているかお聞かせいただきたい。

(樋熊委員)

もちろん、本来の目的の日中一時支援サービスが必要だという親御さんは非常に多い。現在、親御さんも働いている方が大半を占めており、三条市内でもアトムで放課後支援のサービスをしていただいているが、非常に申し込みが多くなっている。その中で、進路と絡めながらも、夏休み中、子どもが家に40日間ずっといるということは、子どもにとってもストレス、親御さんにとってもストレスとなるため、体験という目的もありながら、本来の日中一時の目的がまず大前提にある。ただ、親御さんの中でいくつかの事業所を経験しながら、将来的に進路を決定したいという考えはどなたも持っていると思う。

夏休みの間、一つの事業所でも上限があったりするため、いくつもかけ持ちをして夏休みを過ごしているという小学部の児童も実際にいるのが当校の実態である。市内の特別支援学級の親御さん方は、なかなかそこが上手く使えないということと、三条市内の学童保育の中で障がい児も受け入れているという部分もあり、そちらを利用されている方も多い。障がいを持っている、持っていないにかかわらず働いている親御さんが多いというところが、学校としても、学校の時間とそれ以外の時間をどのように保護者と連携を取っていったら良いかという点については、非常に大きな課題である。

(丸田会長)

佐藤委員、このような課題をどのように受け止めているか。このデータを踏まえながら、ご意見あればお願いしたい。

(佐藤委員)

今ほど、樋熊委員が言われた通りだと思う。働いている方の一番頼みの綱だと思う。定期で利用している障がい者の日中一時支援と、休み等に使う児童生徒では、どちらかというと児童生徒たちの日中一時支援の方が多く望まれているのではないかと思う。事業所の実態を考えると、街中と私どもの郊外の施設では距離的なものもあると思う。特別支援学校でバスを用意して、各事業所を利用できるような体制を取ってもらいたい。障がいを持っている方の保護者も働くことが忙しく、事業所へ通わせる手立てに何か工夫があるともう少し良い。事業所の定員もあるため、先程の相談員の話のように、人員等の必要があれば行政からの財政支援などを考えていかなければ、なかなかスムーズに機能しないのではないかと思う。

(丸田会長)

大事な指摘をいただいたと思う。西潟委員、これは重要な課題だと思うがどのような認

識をお持ちか。

(西潟委員)

資料の最初に書いてあるように、日中一時支援事業とは、家族の介護の負担軽減ということで大事なサービスの一つということになるが、学齢期に限らず利用される皆さんの将来を見据えるための、生活リズムなどの部分を含めた日中一時の使い方というところでの体験というのは、まさしく日中一時支援のサービスとして使って良いと受け止めていた。

そういった中で、事業所としてこの夏休みは例年になく数が上がっており、断るということは無かったが、来年、再来年となるなかでどうなっていくのかという不安はある。事業所側としてはそうだが、実際に利用した本人や、その親御さんたちの使い勝手の良さというところが、どのように市へ課題として挙がっているのかこの資料からは見えてこないため、挙がっているようであれば教えてもらいたい。

(丸田会長)

今、事業所サイドからの認識を聞かせていただき、学校の立場からの話もあった。実際に、相談支援事業所へ相談に行く利用者の方々は、どのように課題として捉えており、その課題がどのように行政へ届いているのか、どのような状況なのか説明してもらいたいということである。

実際に、三条市内の事業所で提供しているサービスの提供量と、保護者の方が望んでいるニーズの量が決してイコールではないということを仮設としてお持ちかと思うが、このデータだけでは読み取れない。

事務局は、少し踏み込んだ内容となっているため、答えにくいと思う。

(西潟委員)

ルールづくりをしていく必要があるのではないかという発言もあり、ルールとなるとそれぞれの立場での課題から作られていくものだと思う。なかなか具体的なものが無いようであれば、後日、別の機会の良いため聞かせていただきたい。

(丸田会長)

そうしていただけるとありがたい。

猪山副会長は今の件についてどうか。日中一時支援の課題と解決の方法について、考えがあればお願いしたい。

(猪山副会長)

私どもの事業所は日中一時支援はやっていないため、具体的な中身は分からない。今、学校から体験という形で、発達障がいの方が来ているが、私どももどういった支援が一番良いのか見出せない実態がある。そういった課題もあるが、精神障がいにとって日中一時支援を充実したものとするために、どう取り組んでいくかということは検討課題となっている。

(丸田会長)

坂井委員、就労支援の立場から、ただ単に夏休みの働き手が多く、昼間面倒を見る人がいないので、この事業を通して預かって欲しいというニーズもあるし、その一方で、将来の進路に向けてこの制度を使いながら少しずつ事業所を体験させたいという考えの保護者

もおり、この事業に対するニーズの膨らみが出てきているが、その状況を踏まえて職業安定所の立場からどのような考えをお持ちか聞かせていただきたい。

(坂井委員)

夏休みに色々な職場でどのような仕事をしているかということ、実際に生徒が見る体験というのはすごく大切だと思う。また、各障がい者施設に訪問し、作業内容を実際に見るということも大切になってくると思う。その見た中で、例えば本人が少しでも作業の内容を体験することによって、自分自身が将来どういうものに向いているかということ、自身で体験しながら「この作業は好きだな」というものがあると、興味が得られ、就職する際にそういった体験が活かされていく。そういったことから、日中一時支援事業での体験は大切だと思う。

先程の話で、最近では色々な発達障がいの方が増えてきているため、こういった形での支援が良いかということだが、なかなか大変な思いが伝わらない部分もあるため、発達障がいの方の特性を色々な支援者が理解し、保護者や本人からも理解していただく形で進めていかなければならないと感じている。

(丸田会長)

栗山委員は、発達障がい等の方々の方々の昼間の預かりに関する問題や進路絡みでの体験の機会等について、どのような現状であると認識しているか。今後、この自立支援協議会の中で検討していかなければいけない課題としてどのようなものがあるか、ご意見を聞かせていただきたい。

(栗山委員)

うちの娘は高等部の3年生で、高等部の進路指導の先生は、学校よりも卒業した先が長いので、今からでも働く意識を持たせたいと考えているが、高等部で実習に行くのは2～3年生の間でたった4回しかない。その中で、親も子供も「働く」という気持ちに持って行くのに4回ではとても足りないと思う。進路指導の先生は、日中一時等を夏休みに使い、とにかく色々な所へ体験に行きなさいということを使う。他の母親もやはりそう思っている。母親の中で意識の無い人もいるため、意識を持ってもらいたいという先生の意図もあると思う。子どもたちでも大きくなってくると、夏休みの外出などをヘルパーにお願いするようになるが、特に男の子はトイレ介助等があるため、男性ヘルパーがいないと出かけられない。三条市内にはほとんど男性ヘルパーがいないため、男の子が外出の練習をする機会があまり無く、夏休み中は日中一時に預けた方が親は安心できるというところがあると思う。障がい児も増えているため、これからきっと夏休みにたくさん利用したいという保護者は増えてくると思う。

(丸田会長)

貴重な話をいただいた。

鍋嶋委員、地域全体の社協という立場で捉えていただいた中で、障がいのある方々の日中一時の問題や将来の就労支援に向けた体験の機会づくりという観点でご意見いただきたい。まず、現状をどのように受け止めていただいているか、そして、今後の事についてご意見があればお聞かせいただきたい。

(鍋嶋委員)

確認だが、資料3の4ページからすると事業の定員は26名となるのか。

(事務局)

26名である。

(鍋嶋委員)

今、三条市内で日中一時支援を必要としている方が何人いての26名定員なのかということもあるが、事業所だけでなく、例えば社協で取り組んでいるスマイル本町は、当事者に認知され、当事者の方々の憩いの場になりつつあり、休みになると当事者の方々も遊びに来ると聞いている。また、そこで実際に喫茶スタッフとして体験していただいている事業所が2か所あるが、まだ体験していただいていない事業所の利用者の方にも、例えばボランティアという形で参加できる仕組みができれば、社会参加や就労につながっていく可能性もあるのかと思う。

また、地域のお茶の間という部分では高齢者に特化した形がほとんどだが、そこに障がいをお持ちの方でも、子育てをしているお母さんであっても、垣根の無い地域のお茶の間というのをもっと広がっていければ、日中の一時的な居場所という部分で広がっていく可能性はあると思う。しかし、それを担っていく人材、スタッフの確保が非常に難しい面であり、そういったことを地域の方々がどのように捉えていくのかという部分では大きな課題だと思っている。

(丸田会長)

他の委員はいかがか。

三条市における現状やイメージなどに、これからどう取り組んでいかなければならないかという課題の認識についてお聞かせいただければと思う。

(内山委員)

利用する者として話をさせてもらうと、市内の事業所では日曜日が利用できないため市外へ行くが、行ってくるだけで疲れて結局辞めてしまうことがある。また、多くの行事などは日曜に開催され、親は参加したいが子どもを面倒見てもらえないということで、結局あきらめるという場合が多くある。

(丸田会長)

そういった現実や実態を少し丁寧に集めていくようなことは可能か。丁寧とは、三条市内全体を見た時に、内山委員のように行事が日曜日で行きたくてもなかなか行けないということや、男性のヘルパーがあまりいないため日中一時に頼ってしまうが、本来であれば男性ヘルパーをお願いして外出支援を利用したい、男性による外出支援があったら良いというような声が、少ない声なのか、かなりまとまった声としてあるのかということ把握していくにはどういった方法があるか。

(内山委員)

親たちが困っていることは、愚痴として出るため集まりやすいと思うが、それが多いのか少ないのかということは、私たちでは判断できない。

(丸田会長)

学校で、そういったニーズ把握のようなことはしているのか。

(樋熊委員)

ニーズの把握とまではいかないが、親御さんから夏休み、土日に日中一時を利用したいという相談を受けて、色々な事業所へ相談し、利用された方の話では、やはり思うように希望したところの利用ができなかったということだった。例えば、3日希望しても1日だけということで、やはり利用者が多いからだと思うが、そういう声は親御さんからあった。他市町村でも、同じように申し込んでみたが夏休みは週1回だけと言われたという話もあり、現状として、定員の数が絶対的に厳しい状況ではないかと感じている。

(丸田会長)

ニーズの把握をどう進めていくかということだが、相談支援事業所ではニーズの把握ができていくという認識で良いのか。高井委員、補助をお願いしたい。

(高井委員)

日中一時の26名という定員を聞いたところであるが、逆に、各事業所の中での空きが他の事業よりどうなっているのか、日中一時から別事業への移行が可能な人がいるのかいないのかということもあると思われる。

また、日中一時支援を利用した方の個別状況と、利用した後の学校への情報提供というのはどのように連携を取っているのか。進路につながる中での情報交換はあるべきものだと思う。

(丸田会長)

事務局、この辺でよろしいか。依然として、大きな課題であるということはそれぞれの委員の方々の認識を通して理解できた。三条市民の方が抱えているニーズとして具体的にどういったものがあり、それを量的にどのような把握をしていったら良いかについては、今後の計画作りにもつながっていくと思う。今日は、各委員の方々からそれぞれの立場でご意見を頂戴したということでもよろしいか。

(事務局)

貴重なご意見ありがたかった。仕組作り等については、本当に必要なのかというところもあるが、今日、実際に利用されている立場でご意見をいただいたことはとても参考になった。また、今度は受け入れる事業所側の意見もあるため、確認して調整が必要であれば調整を行っていくような形を取りたいと思っている。もう少し具体的な所については、事務局で協議をさせていただきたい。

オ 相談支援活動の報告

(丸田会長)

それでは、次の議事に移らせていただく。相談支援活動の報告についてだが、報告事項のため事務局から簡潔に報告いただきたい。

(障がい支援係 草野主事)

平成22年度の相談支援活動の報告について、資料4により説明させていただく。

< 1 ページ >

グラフで示したとおり、知的障がい者が通年で多いことが分かる。知的障がいの相談件数は、全体の約 52%を占めている。対称的に、発達障がい、重症心身障がい、高次脳機能障がい、その他は、全体の約 9%と少ない傾向にある。

なお、その他とは、障がい者手帳をお持ちでない方や精神通院の自立支援医療等を受けていない方を指す。

< 2 ページ >

比較では、精神障がい、発達障がいに増加が見られる。中でも、発達障がいは前年の約 5 倍以上となり、大きく伸びている。

< 3 ページ >

4～5 ページで集計した内容をもとに、障がい別の相談内容の傾向をまとめたものである。ほとんどの障がいにおいて、「障がい福祉サービスの利用に関する相談」が多い傾向にある。

具体的な例としては、ヘルパーなどの福祉サービスの利用、その事業所の選定にかかる相談、障がい手帳を取得するための相談、福祉サービスの利用や日常生活用具などの助成制度に関する相談といったものが挙げられる。

昨年の傾向として、生活保護世帯の中で障がい者が疑われる方がいる場合に、生活保護担当職員から手帳の取得ができないか、あるいは障がい基礎年金の受給ができないものかといった相談が増えたことが挙げられる。

相談件数が一番多い知的障がいでは、この「障害福祉サービスに関する相談」が、全体の約 44%を占めている。

精神障がいや発達障がいでは、「不安解消・情緒不安定に関する相談」や「健康・医療に関する相談」が占める割合が、他の障がいに比べて大きい傾向にある。具体的な例としては、本人からの不安の訴え、家族など周囲の関係者からの健康相談などが挙げられる。この場合の対応として、医療機関との連携が不可欠となる場合が多々あるという状況である。その他については、「障がいや病状の理解」や「就労に関する支援」が占める割合が、他の障がいに比べ多い傾向にあることが特徴的である。障がい者としての認定を受けない方、本人やその家族が、障がいを受容することが第一のステップとなり、大きな壁ともなっている。また、そういった方が就労について悩んでいることが、件数からも読み取れる。

< 6 ページ >

左側の表についてだが、平均相談回数の最も多い発達障がいは、12.75 回である。これは発達障がいを持つ 1 人の方が、主に頻回に電話相談をしていたことから出た結果と考えられる。

右側の表についてだが、相談実人数が一番多いのは知的障がいで、相談者は月平均約 42 人である。次に多いのは精神障がいで、月平均約 38 人である。

< 7 ページ >

昨年の第 1 回協議会で、「相談員がどのような支援をしているか」というご質問をいただいた反省をもとに新たに作成したものである。実績としては、「関係機関との連携」が最も多く、全体の約 44%を占めている。ここでいう関係機関とは、福祉サービス事業所、医療

機関、保健所、民生委員や市の保健師、児童担当職員などである。主にサービス調整、現状の確認、報告を行っている。

次に多い「電話相談」では、電話での相談に対し、助言や情報提供、他に精神的な安定のための傾聴を行っている。

「訪問」「来所相談」はほぼ同数である。「訪問」は、来所での相談が困難な場合など、自宅等へ訪問し対応する。訪問により、生活状況や住宅環境の確認もできるため、あえて訪問する場合もある。現在、市が委託している相談支援事業所4か所で、各事業所に相談員が1名配置されているが、この「訪問」については、1人の相談員あたりひと月に平均18回程度の頻度で対応していることになる。

続いて多い「個別支援会議」は、1人の相談者に対し、関係する機関が支援内容を検討する会議のことをいう。1人の相談員あたり、月平均6回の会議を開催、または参加していることになる。

次に、「その他」だが、具体的には申請の代行を行った場合が挙げられる。

続いて「同行」だが、施設見学や病院への通院同行がこれに当たる。通院同行については、単なる通院の送迎という意味ではなく、医師の指示事項の確認や、関係者の支援に対する医師からのアドバイスを得たい時に行う。

最後に「手紙」「電子メール」についてだが、相談に対してそれぞれのツールを使って助言や情報提供を行うものである。

< 8 ページ >

障がい種別に関わらず、「関係機関との連携」と「電話相談」が大部分を占めている。全体で見ても、対応は知的障がいに集中していることが分かる。

また、精神障がいについて、他に比べ「来所相談」と「電話相談」の割合が大きいという特徴がある。「不安の解消・情緒不安定に関する支援」を必要することが多い精神障がいにおいて、助言や情報提供以上に求められる対応が、精神障がい者の気持ちを受け止め、話を聞く「傾聴」である。これには1回につき、大変長い時間を要する。1時間以上電話で相談を受けるということも特別なことではない。

数字にお示しできない部分ではあるが、対応に要する時間も障がい別に様々であることも併せてご報告させていただく。

以上、平成22年度の相談支援活動の報告を終わらせていただく。

続いて、平成23年度（4月分～8月分）の相談支援活動の報告について、資料5により説明させていただく。

< 1 ページ >

例年同様、知的障がい、精神障がい、身体障がいの順に多いことが分かる。知的障がいの相談件数は全体の約46%となっており、昨年度の52%に比べて今のところやや少ない傾向にある。

< 2 ページ >

昨年との比較では、身体障がい、精神障がい、重症心身障がいに増加が見られる。中でも相談件数が伸びている身体障がいは、前年の約1.25倍となる。

また、昨年に比べ、発達障がいや高次脳機能障がいの件数が減っている。これは、相談を受けた後に障がい者手帳を取得し、手帳による障がいでカウントするようになったためと考えられる。また、入院や入所等により支援が必要なくなったことも理由に挙げられる。

カウントの方法について補足させていただくと、例えば、発達障がいや高次脳機能障がいをお持ちの方が手帳を所持している場合は、その所持している手帳の障がいを主たる障がいとしてカウントするように統一している。

また、身体障がいと精神障がいや知的障がいと精神障がい等といったように、手帳を重複して所持している場合は、主たる障がい一方にカウントしていることについてもご承知おきいただきたい。

<3ページ>

4～5ページで集計した内容をもとに、障がい別の相談内容の傾向をまとめたものである。ほとんどの障がいにおいて、「障がい福祉サービスの利用に関する相談」が多い傾向にあるのは、例年同様変わらない。全体的に見ても例年通りの傾向が見られている。

<6ページ>

右の表についてだが、知的障がいが1番多いのは、例年の傾向と同じである。発達障がいと重度心身障がいは、件数が少ないものの今年度は障がい者と児童の割合がほぼ同じであるという特徴が出てきていることから、児童に関する相談が増えてきていることが分かる。

<7ページ>

「関係機関との連携」が最も多いことは昨年と変わらず、全体の約50%を占めている。次に、「電話相談」、「来所相談」「訪問」と続き、昨年と同じ結果が出ている。

<8ページ>

障がい種別に関わらず、「関係機関との連携」と「電話相談」が大部分を占めていることは変わらない。「同行」については、知的障がい大部分を占めるという特徴がある。「同行」や「訪問」は、1件につき半日から長ければ1日を費やすため、対応にかかる時間が長いという特徴がある。

<9ページ>

最後になるが、現在の相談支援事業所の現状についてご報告させていただく。

三条市が委託する相談支援事業所4か所に共通する現状についてだが、1つ目に本来家族が担うべき役割を担ってもらえないケースが増加していることが挙げられる。これは、家族にも障がいがあったり、本人の障がいに対する理解が得られないなどで、支援が進まなかったり、家族の不安軽減等で家族全体に支援が必要なケースを含む。

2つ目に、先にも出た生活保護受給ケースの増加、介護者のいないケースが増加し、実際の生活に関する支援を多く必要とするような、対応に苦慮するケースが増加しているという傾向が挙げられる。具体的には体調不良時の緊急対応や入院時の保証人をどうするかといったものである。

続いて、個々の事業所の現状について各相談支援事業所から主だったものをご報告させていただく。

(障がい者就業・生活支援センターハート 阿部相談支援専門員)

特徴としては、三条若者サポートステーションから紹介されてくるケースが年々増えている。これは、就業・生活支援センターと併設ということもあり、「働く」というキーワードでこちらに相談が来ていると思う。「働く」といっても、まずは障がい者手帳を取得することから支援を始めなければならない方や、中には障がいの受容ができていない方もいる。そこから支援をするということで、相談が軌道に乗るまでに時間がかかるケースが増えている。若者サポートステーションからのケースを、他の相談支援事業所へ引き継がせてもらうこともあり、各事業所でサービスにつながっているという方もたくさんいる。

(相談支援事業所ひめさゆり 目黒相談支援専門員)

当事業所では、福祉用具の購入や手すり設置などの住宅改修時に利用できる日常生活用具の給付に関する相談が増加している。日常生活用具の制度の利用の仕方が分からない、福祉用具の購入や手すり設置などの住宅改修をしたいが、福祉用具を取り扱っている事業所を知らない、どのような福祉用具があるのか分からないなどの相談がある。そのため、制度の説明を行うとともに、福祉用具を取り扱っている業者の紹介、業者と一緒に自宅訪問し、本人に合った福祉用具を検討する支援を行っている。

また、日常生活用具給付の制度を利用して福祉用具を購入する場合や住宅改修を行う場合は、手続きに必要なものを用意するところから、給付の支給決定が出るまで時間がかかるため、本人や家族の代行で福祉用具を取り扱っている業者や市の担当者と何度も連絡を取り合う場合もある。

介護者の高齢化に伴い、本人への介護の負担が大きくなっていることや、本人自身が高齢になる、病状が悪化するなどで、身体機能の低下した方が増えてきていることから、日常生活用具の給付に関する相談が増えている理由として考えられる。

(相談支援センター青空 志田相談支援専門員)

当事業所は、精神障がい者の方の家族会が立ち上げた法人ということもあり、これまで精神障がい者の方の相談を多く受けている。精神障がいの中でも統合失調症の方の相談を多く受けているが、最近の相談の特徴としては、発達障がいの方や精神保健福祉手帳を持たない人格障がいの方、適応障がいの方、摂食障がいの方からの相談が増えている。例えば、発達障がいにあう施設がなく、日中行く場所が無く困っているケースや家族や社会と上手くいかず日中の居場所がなく、日中過ごす場を探している人や、急に襲ってくる不安感や、日頃の悩みや相談に対して話を聞いて欲しいといった相談がある。継続的に支援を必要とする方もたくさんいるが、中にはこういった事業所に対して抵抗感があることから匿名の方もいる。生活していく上での不安感から、自殺企図や自殺念慮を持った方も少なくなく、一つ一つの相談に時間をかけて対応していかなければならない場合が多い。

(相談支援事業所つなぐ 治田相談支援専門員)

当事業所の相談の特徴としては、特に知的障がいの方の退院後の生活または生活支援についての相談が増加している。知的障がいの方が地域で暮らすためには、家族の協力が必要だが、往々にしてご家族も障がいがある場合が増えてきており、障がいの理解や対応について苦慮するケースもある。そういった方の生活支援や、対応、不安解消などの訪問や、

傾聴することに関して時間を要している。また、発達障がいのある方で入所施設を退所した方へ、単独で生活していくためのフォローとして、生活支援のための手続き等の対応に時間を要することも増えている。

(障がい支援係 草野主事)

以上、簡単ではあるが相談支援活動の報告とさせていただく。

(丸田会長)

報告を聞いていただき、情報交換会ではこういった状況を常にお互い情報交換し、事業者同士で解決が見つかる事柄を事業者同士のネットワークの中で解決をしていく、行政と相談しなければならないものは連絡調整会議で行政と相談をしていく、それでもなおかつ市全体で取り組んでいかなければならない現状、なおかつ県の自立支援協議会へ挙げなければならないことなどに関しては、この場でもって少し議論をさせていただくとなっているが、各事業所も含めてご報告いただいたため、感想等あればお願いしたい。

(高井委員)

相談支援活動の報告の確認だが、このデータは委託された相談支援事業所全部の実績ということで理解して良いか。

(事務局)

相談支援事業所4か所と市で受けたものも入っている。

(丸田会長)

確認の意図を説明いただきたい。

(高井委員)

障がいの全体の種別としては、身体障がいの方が一番多いはずだが、身体障がいの方は相談が一番少なくなっている。しかし、資料5の9ページの相談支援事業所の現状の中で、知的障がいのない身体障がい者のケース、難病ケースの増加ということが挙げられている。実際、市内にある既存の障がい福祉サービスは、知的、精神のサービスばかりなので、そうした実情が出てきている中で、ケースを抱え込んだ時は「こうつなぐ」という例を挙げさせていただくことができれば、連携できるのではないかと思う。

また、訪問やケース会議も平均月18回ということだが、ケース会議も訪問してケース会議を開くこともあれば、来所してもらいケース会議を開くこともあると思う。

相談員自体が常に事務所にいないという状況の中で、先程から懸念され課題に挙がっている、相談体制という部分が今後大きな課題になると思う。協力体制なり、どのような体制を組んでいくかということが、今後の相談の充実につながるのではないかと思う。

(丸田会長)

後段は、三条市において相談支援体制を充実させるということが大きな課題になるのではないかという課題の認識についてご意見があったと理解する。前段の身体障がいに関係した質問に関して、事務局からコメントがあればお願いしたい。

(障がい者就業・生活支援センターハート 阿部相談支援専門員)

この項目を挙げたのは私である。既存の障がい福祉サービスに馴染まず、高齢者のデイサービスを基準該当で使う方もいたが、結局それでも馴染まないという方はヘルパー以外

使えないという現状が今もある。

難病のケースの増加というのは、難病の方も働きたいと言って就業・生活支援センターに来るが、なかなか働く所までいかず相談支援として動いている中で、難病の方も既存のサービスになかなか馴染まないことや、手帳が無いとなると使える資源も限られた状況になってしまう。そういったケースが増加しているということは、今後の課題であると思う。

(丸田会長)

相談の実績としての件数は少ないが、それは相談支援事業所との関係もあるため、もしかすると三条市内に身体障がいに関する相談のニーズは潜在、もしくは散在しているかもしれないという認識として受け止めて良いか。

(障がい者就業・生活支援センターハート 阿部相談支援専門員)

そうだと思う。

(丸田会長)

ただ、それが相談支援事業所の機能との関係があるため、なかなか皆さんの目に触れるようなデータとして表現されてこない現状があるかもしれないという捉え方もできるのだろうか。

予定の時間を過ぎてしまったのだが、今日、事務局からご説明いただいたことで、三条市が抱えている様々な課題が見えてきたと思う。ぜひ、認識を新たにさせていただき、次回の協議会の開催までの間にご意見を頂戴する機会があると思うためどうぞよろしくお願いしたい。

与えられた議題に関しては以上でよろしいか。

(全員了解)

カ その他

(丸田会長)

では、その他の案件について、事務局からあればお願いしたい。

(渡辺福祉保健部長兼福祉課長)

その他については、特に事務局として書いていないが、今回、私は初めて協議会に出席させてもらったが、本当に積極的な意見と実際の話の色々と聞かせていただき本当にありがたかった。その中で、現場で一生懸命でおられる皆さんの前で話をするのはおこがましいと思うが、やはりご本人、そして介護されている家族のニーズをどう掴んでいくかということが一番大事な部分だと思う。それと、事業やサービスといった、要するに障がい者の方を対象とした資源をどうコーディネートしていくかということも大事だと思う。ただ、その資源についても、限度があるという状況である。そういった中で、資源については「障がい」というよりもあらゆる全ての三条市の資源を活用していく方向に向いていかないと、やはり単に「障がい者の」というだけではなし得ない上、自立という方向に向いていかない。

そういったことから、今ほど丸田会長から話があったが、計画を早くしなければならぬ。計画策定の過程において、先程担当から申し上げたが、色々と関係者の皆さんにもご

協力いただきたいと思っているため、よろしくお願ひしたい。

(丸田会長)

渡辺部長からコメントをいただき、大変心強く思った。

では、次回の日程について事務局から説明があればお願ひしたい。

(土田障がい支援係長)

次回については、来年の3月開催を予定している。近くなったら改めてご案内をするため、よろしくお願ひしたい。

(4) 閉 会

(丸田会長)

進行に少し不手際があり、皆さんからたくさんご発言をいただこうと思ひ指名をして発言いただいたやり取りが時間的に多くなってしまったため、3時半で終えることができなかつた。お詫び申し上げたい。長時間にわたり、ご協力いただきありがたかつた。

以上をもって、第1回地域自立支援協議会を終了させていただく。

閉 会 午後3時40分